

函館市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月6日

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市条例第14号

函館市印鑑条例の一部を改正する条例

函館市印鑑条例（昭和63年函館市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第14条の2第4項中「自らの」を「，自らの」に改め，「平成14年法律第153号」の後ろに「。以下この項において「公的個人認証法」という。」を加え，「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改め，「記録されているものをいう。）」の後ろに「または自らの移動端末設備（公的個人認証法第35条の2第1項に規定する電磁的記録媒体が組み込まれている電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備であつて，公的個人認証法第35条の2第7項の規定により当該電磁的記録媒体に同条第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものをいう。）」を加える。

附 則

この条例は，デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定（同法第49条中電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項および第7項の改正規定ならびに同法第2章第2節第1款の次に1款を加える改正規定（同法第35条の2第1項および第7項に係る部分に限る。）に限る。）の施行の日から施行する。